

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年3月7日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年1月6日	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	平成28年1月6日
	西京区	檜原中垣外	2	—	—	
		檜原百々ヶ池	4	—	—	
平成28年1月12日	左京区	下鴨東森ヶ前町	—	—	2	平成28年1月12日
		下鴨森ヶ前町	—	—	2	
		一乗寺木ノ本町	—	—	1	
		一乗寺野田町	—	—	4	
	山科区	竹鼻竹ノ街道町	2	—	—	
		東野北井ノ上町	1	—	—	
		東野門口町	4	—	—	
	伏見区	小栗栖森本町	2	—	—	
平成28年1月15日	左京区	北白川追分町	—	—	2	平成28年1月15日
		一乗寺野田町	—	—	4	
		田中門前町	—	—	2	
	伏見区	桃山町丹後	1	—	—	
		桃山町下野	—	—	1	
		竹田向代町川町	1	—	—	
平成28年1月19日	右京区	太秦石垣町	1	—	—	平成28年1月19日
平成28年1月25日	北区	紫野下御輿町	—	—	3	平成28年1月25日
	伏見区	桃山町正宗	4	—	—	
		深草大亀谷東安信町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年1月25日	伏見区	桃山町安芸山	—	—	1	平成28年1月25日
		小栗栖森本町	—	—	1	
		石田内里町	—	—	1	
平成28年2月1日	左京区	田中大久保町	—	—	2	平成28年2月1日
		一乗寺青城町	1	—	—	
平成28年2月10日	伏見区	深草大亀谷万帖敷町	—	—	1	平成28年2月10日
平成28年2月19日	中京区	壬生中川町	—	—	1	平成28年2月19日
	東山区	今熊野宝蔵町	—	—	1	
平成28年2月23日	山科区	大宅向山	—	1	—	平成28年2月23日
	南区	上鳥羽仏現寺町	—	—	1	
	伏見区	小栗栖小阪町	—	2	—	
		桃山町山ノ下	—	2	—	
		竹田向代町川町	—	1	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)